

**秘密保本法 立法過程情報公開  
から見えてくるもの  
+秘密保本法制アセスメント**

2013.9.14 仙台弁護士会シンポジウム

内田 隆

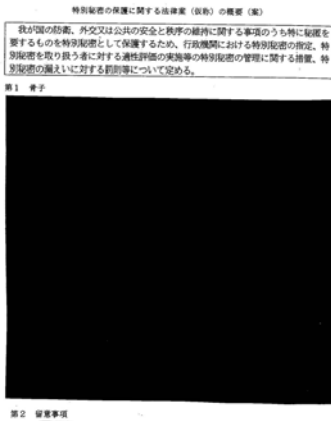
NPO法人 情報公開市民センター  
全国市民オンブズマン連絡会議



**法案作成経緯は非公開**

- ・有識者会議(2011年1月～)  
議事録作成せず。  
\*立法は官僚が主導  
→では・官僚が検討している法案と  
・議論の中身を  
情報公開請求してみよう!

開示された概要



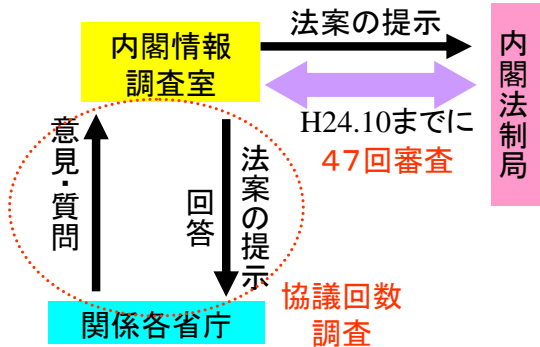
法案・協議内容  
全部非公開



**非公開理由**

- ・不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ
  - ・担当者に対し、筋違いの批判等を招き嫌がらせやいたずら、偽計といった圧力や干渉等の影響のおそれ
- ↓  
そんなおそれはない!  
昨年11/21提訴→次回10/22進行協議

**法令協議の状況**



**内閣情報調査室と  
文書協議先の機関(回数)**

警察庁	28回	外務省	17回
内閣官房	12回	防衛省	12回
公安調査庁	5回	経済産業省	4回
法務省	3回	海上保安庁	3回

→警察庁が熱心

## 内閣法制局との審議項目

- 17回・適正評価の**思想・良心、信教の自由**との関係
  - ・適正評価と**法の下**の平等との関係
- 13回・指定権所在、指定効果、指定調整
  - ・**刑事裁判手続**における**特別秘密の立証方法**
- 12回 総論 必要性及び具体的内容
- 10回・総論 ■■■■■■■■■■
  - ・人的管理 ■■■■■■■■■■
  - ・漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の**取材の自由**との関係

## ！ その他判明したこと

- 2012年4月に逐条解説案、用例集案作成
- 適性評価制度(秘密保全法)と適格性確認制度(現行:法に基づかず)との比較表作成
- 日弁連指摘に対する対応記載
- タイトル不明は立法府・司法府対象?

種別	適性評価制度	性評価制度と適格性確認制度との比較	適性確認制度
目的	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。
対象	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。
効果	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。
手続	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。
その他	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。

種別	性評価制度と適格性確認制度との比較	適性評価制度
目的	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。
対象	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。
効果	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。
手続	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。
その他	「国家秘密の保護」を目的とする。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。国家秘密の保護を図る。	「情報公開の促進」を目的とする。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。情報公開の促進を図る。

## ！ これまでの政府の姿勢

- ① 反対の世論形成を警戒
    - 秘密保全法案の不開示
  - ② 必要性のでっちあげ
- 市民オンブズマンからの反撃**
- 自分たちの活動がどれだけ悪影響を受けるかをチェック
  - ・危険性の喚起

## ！ 秘密保全法アセスメント

- 過去20年間の活動を対象に
  - ① 情報公開への影響
  - ② 市民オンブズ活動への影響
- を評価

非公開リスク		
	現在	秘密保全部法が できたら
防衛・外交・ 公共の安全	3号4号で ×	特定秘密指定 ×
審議検討・ 事務事業	5号6号で ×	特定秘密指定 +4号 ×
上記以外	開示 ○	特定秘密指定 4号 ×

**!** 官官接待(1995年～)への影響

① 懇談の相手方情報の開示が後退  
→自治体と国の役人との懇談が  
「テロ活動防止についての意見交換」  
「安全保障に関する懇談」とされる可能性  
(在外公館の報償費による高級ワインの  
購入が外交情報として不開示とされた例)

P-13

**!** 官官接待(1995年～)への影響

② 市民オンブズマンへの圧力  
一斉公開請求  
→「特定秘密の保有者の管理を  
害する」  
請求先ターゲットの選定  
→情報漏洩者捜査の名目で  
市民オンブズマンの資料が  
押収されるリスクも

P-14

**!** 官官接待(1995年～)への影響

③ 地方自治体の情報公開に対する  
強烈な副作用  
誤って特定秘密に指定されている  
情報の開示→過失の処罰  
→迷ったら情報は非公開に  
→特定秘密と関係ない情報も非開示に  
→官官接待だけでなく、国との交渉や  
意見交換に関する情報の全面不開示も

P-15

**!** 警察不祥事追及に対する影響

① 捜査報償費の情報公開請求に  
対する影響  
徹底的に不開示  
(テロ活動防止情報)

P-16

**!** 警察不祥事追及に対する影響

② 市民オンブズマンへの圧力  
・一斉公開請求  
「特定秘密の保有者の管理を害する」  
・不祥事110番:漏洩のそそのかし  
・明るい警察を実現する全国ネットワーク:  
「特定秘密の保有者の管理を害する」  
又は漏洩者に対する捜査名目での介入

P-17



### 警察不祥事追及に対する影響

- ③警察監視活動に対する強烈な副作用
  - ・警察情報の不開示の徹底
  - ・市民活動を抑止
  - 権力監視が弱体化

P-18



### 原発情報公開に対する影響

- ①原発に関する情報公開活動に対する影響
  - ・自治体との協議の情報
  - ・大学での原発の研究情報
  - テロ活動防止情報として不開示

P-19



### 原発情報公開に対する影響

- ②強烈な副作用
  - ・原発関連の情報はテロ活動防止情報の名目でほとんどが不開示。
  - ・SPEEDI情報の不開示もテロ活動防止の名目で不開示を正当化
  - 必要な時に情報が開示されない。
  - 地方公共団体、独立行政法人の情報開示も後退

P-20



### 市民オンブズ活動が適性評価の対象に

- たとえば、自衛隊への物品納入の談合の調査活動が「防衛に関する事項」となりはしないか。情報公開を用いた住民訴訟が「情報の取扱いに係る非違の経歴」に関する事項になる危険。

P-21



### 結論

- 我が国の情報公開制度全般が弱体化
  - =官僚の情報独占
  - 民主主義の後退

P-22



### パブコメ募集中

- 9/3から9/17まで2週間
  - 10月中旬開催の臨時国会に上程予定
- 国会議員に質問状
  - 「国会議員の活動に重大な影響を与える秘密保護法制に関する質問」
  - 大会決議とアセスとともに送付
  - 9月30日締めきり

P-23